

建 第 011481 号

平成21年 9月 15日

各 市 町 長 様  
財団法人 佐賀県土木建築技術協会  
建 築 確 認 事 務 所 長 様  
社団法人 佐賀県建築士会会長 様  
社団法人 佐賀県建築士事務所協会会長 様  
佐賀県建設業協会会長 様  
佐賀県宅地建物取引業協会会長 様  
佐賀県建設産業協会会長 様  
佐賀県プレハブ協議会会長 様  
佐賀県建設労働組合連合会会長 様  
佐賀県優良住宅建設事業者協議会会長 様

佐賀県県土づくり本部長

平成21年度違反建築防止週間の実施について（依頼）

本県の建築行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことにつきまして、建築基準法違反建築物の発生防止及び是正等を図るため、平成21年10月11日（日曜日）から10月17日（土曜日）までを基本期間として、全国的に実施されます。

本県におきましても、別添「平成21年度佐賀県違反建築防止週間実施要領」を定め、これに基づき実施することにしておりますので、関係者に対する周知をお願いします。

建築住宅課 建築指導担当

中村・本園

TEL：0952-25-7165

FAX：0952-25-7316



平成21年度

## 佐賀県違反建築防止週間実施要領

### 1. 趣 旨

建築基準法が良好な市街地の形成及び建築物の安全性の確保のために果たす役割並びに同法に定められている建築の諸手続等の重要性について、一般県民の方に認識を深めてもらうとともに、違反建築物に対して所要の措置を積極的に講ずるための事業を行う。

### 2. 実施期間

平成21年10月11日（日）から10月17日（土）まで

### 3. 実施内容

#### (1) 建築基準法の周知徹底

建築相談所を開設し、県民に建築基準法への理解を深めてもらう。

#### (2) 違反建築物の是正措置の推進

県下一斉公開建築パトロールを実施する。工事中の現場に立ち入り、違反建築物の実態を把握するとともに、建築物の所有者、管理者、設計者、工事監理者及び工事施工者に適切な指導を行い、建築基準法の是正措置を積極的に講ずる。

## 実施要領細目

### 1. 建築相談所の開設

- (1) 日 時 平成21年10月15日(木曜日) 9:00~16:00  
平成21年10月16日(金曜日) 9:00~16:00
- (2) 開設場所 佐賀土木事務所, 神埼土木事務所, 鳥栖土木事務所, 唐津土木事務所  
伊万里土木事務所, 武雄土木事務所, 鹿島土木事務所, 県庁建築住宅課  
佐賀市市役所建築指導課

### 2. 県下一斉公開建築パトロール

- (1) 日 時 平成21年10月14日(水曜日)
- (2) 対象地域 県内の都市計画区域内及び法第6条第1項第4号で指定する区域内
- (3) 重点事項
- ・違反建築の防止及び工事現場における確認表示の徹底
  - ・適切な工事監理の指導
  - ・工事完了検査申請書及び中間検査申請書提出の指導
- (4) 積極的にパトロールを行う建築物
- ・工事完了予定日を経過しているが、完了検査申請がされていない建築物
  - ・工事完了予定が間近の建築物
  - ・中間検査対象建築物で特定工程前の建築物
  - ・1年以上是正されないまま放置されている違反建築物
  - ・建築基準法に違反するカラオケボックスの是正の徹底

#### (5) 動員体制

区 分	実施区分	対応職員
佐賀市建築指導課	佐賀市	8名
佐賀土木事務所	多久市、小城市、	2名
神埼土木事務所	神埼市、神埼郡	1名(本庁1名)
鳥栖土木事務所	鳥栖市	2名
唐津土木事務所	唐津市	2名
伊万里土木事務所	伊万里市、西松浦郡	2名
武雄土木事務所	武雄市、杵島郡	2名
鹿島土木事務所	鹿島市、嬉野市、藤津郡	1名(本庁1名)
県庁建築住宅課		建築指導担当2名